

厚生委員會議錄第五十一号

昭和二十九年五月二十七日(木曜日)

午前十一時七分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君

理事青柳 一郎君 理事中川源一郎君

理事松永 佛骨君 理事古屋 菊男君

理事岡 良一君

越智 茂君

降旗 徳弥君 安井 大吉君

滝井 義高君 萩元たけ子君

柳田 秀一君 山口シヅエ君

出席國務大臣

厚生大臣 草葉 隆圓君

出席政府委員

厚生技官(公衆衛生局環境衛生部長) 楠本 正康君

委員外の出席者

通商産業事務官(企業局産業施設課長) 大宮 二郎君

建設事務官(計画局建設課長) 江ヶ崎太郎君

建設技官(計画局水道課長) 岩井 四郎君

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

五月二十七日

委員佐藤芳男君辞任につき、その補欠として町村金五君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

参考人招致の件

水道法案(内閣提出第一八〇号)(予)

○小島委員長 これより会議を開きます。まず覚醒剤取締りの問題について、

第一類第八号

厚生委員會議録第五十一号 昭和二十九年五月二十七日

参考人招致の件に關しお諮りいたします。来る二十九日、本問題についての調査をいたしたいと存じますが、本問題は社会的にも重要な問題でありますので、関係者に参考人として出席願つて、意見を聴取したいと存じます。東京療養所宮本博士、松沢病院院長林晴君、船橋總武病院院長竹山博士、東京大学薬学部の秋谷教授、以上の四君を参考人として選定し、御出席願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小島委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○小島委員長 次に内閣提出の水道法案を議題とし、質疑を進行いたします。柳田秀一君。

○柳田委員 水道によりまして伝染病が集団的に発生いたしますと、そのもたらす災禍が非常に大きいのであります。これは日本あるいはその他の諸外国においてもいふんと例があり、しかも水道の分布の地域によつてはつきりとこれが証明されるというふうな幾多の事例もあるのであります。この資料の「水道によつて集団的に発生、流行したと認められる伝染病調」というところを見ますと、従来は赤痢よりもチフス系統の疾患が比較的多かつたのであります。最近チフス系統の疾患はほとんど跡を絶つておるようになり、この点はまことに御同慶の至りであります。問題は赤痢がやはり依然として非常に多いようであるが、この原因等について調査されて

おわかりになつた点はございますか。さらにこのうちふに從來は腸チフス系統が多かつたのですが、最近では赤痢系統にかつておるという何らかの因果関係等、おわかりでありましたならばお知らせ願ひたいと存じます。

〔委員長退席、青柳委員長代理登壇〕

○楠本政府委員 ただいま御指摘のようには、以前はまれに見る水道による流行、あるいは一般的伝染病流行というふうなものには、腸チフスが多かつたのであります。最近ではこれらのものは戦前の十分の一程度に減少いたしました。にもかかわらず、赤痢につきましては近年流行を來しておる次第でございます。この理由をいたしまして、まず第一に考えられますことは、直接問題といたしまして保菌者の増等による大きな原因があるように思われます。それから保菌者が何によつてふえるかと申しますと、これは一つには、尿尿処理その他の汚物処理の徹底を欠いておられますために、比較的赤痢菌が外界にちらばつておるということが第一に考えられます。特にこの傾向は、最近都市の人口の増に伴ひまして、尿尿処理の不円滑と相まつて、潜在が増加しておるようによつて考えられます。第二点といたしましては、最近家庭薬として下痢、ダイアジンを系統の薬品を使ひますために、一応症状はただちに治るが、しかし保菌者として残るようなものが多いというところから、保菌者が増加をいたしました

て、このために患者が跡を絶たないというのが実相だろうと存じます。その事実がいろいろの方面に波及いたしまして、最近まれに水道によつて流行を來す疾病——菌がそれだけ蔓延しております関係で、水道による流行も赤痢が多くなつたのではなからうかと考えております。これに反しまして、一方腸チフスというよりなものには、逐次幸いにも私どもの周囲から絶滅しつつある傾向であらうと存じます。従つてかような流行は著しく減少して來ておる、こう考えております。

○柳田委員 資料の百三十九ページの「最近の水道水による消化器系伝染病集団発生調」で発生場所を見ますと、官舎、杜宅、寄宿舎等が多いのです。こういうふうに主として赤痢の集団発生ですが、これらの水道はいわゆるそれの自治体の営んでおる一般水道と称せられるものの水道ですか。それとも——簡易水道はほとんどないようでありまして、一箇所あります。工場、寄宿舎等が独自に営んでおる水道ですか。その比率等ははつきりしておりますか。

○楠本政府委員 ここにあげてありますものは、ほとんど大部分はいわゆる自家用として、会社、工場、病院等で設けておる施設でございます。従いましてこれらのものに關しましては、從來ほとんど取締りあるいは指導という手が伸びておらなかつたのであります。そこで今後かような事態がさらに増加する傾向にもありますので、水道法案におきましては特にこれら民営の自家用の水道につきましても、これを専用上水道の名のもとに、一般上水道あるいは簡易水道に準じて取締り、あるいはいろいろの義務を付したり、その安全をはかることとした次第であります。

○柳田委員 それは何条ですか。

○楠本政府委員 これは各条に入つておられますが、第三条水質基準、あるいは施設基準すべてに、いわゆる専用上水道、つまり自家用水道が適用を受け、ことに相なつております。なお第二条におきましては、この用語の定義の中に専用上水道を第八項でうたつておる次第であります。

○柳田委員 そこで最近の集団発生は、ほとんどそういうような自家用水道から起つておるのですが、このたびの改正法律案では、それに対するところの監督規定等も設けてあるようでありまして、これに対してそういう十分な維持管理と申しますか、そういうことをしない場合の罰則規定等はどうかでありますか。

○楠本政府委員 これらは一般上水道並びに簡易水道等と同様、罰則規定が適用されることに相なつております。あるいは改善命令等の処置も講ぜられることと相なつております。

○古屋(菊)委員 今の集団伝染の点に關連してお伺ひいたしますけれども、山梨県の甲府に流行しましたのは、ほとんど菌が大原菌のようですが、こ



も入札ができるのであります。その結果、従来水道工事に何ら経験のごさいませんところの、いわゆる土工のはい上りの者が、入札の場合において入札金をたたいてとる。ところが大事な水道工事の経験がありませんがために、その結果においては水道工事そのものは、非常にインチキなものがここに現われて来る。なるほど水道検査という検査はありますけれども、その検査もどうやらごまかされてパスする場合がございます。その水道工事の耐久力の上からいまして、生命力の上からいまして、また内容においては、もう／＼の汚水あるいは汚物、異物が混入するおそれがあるような、そういう行為をやるのであります。特にパイプとパイプを継ぎ合せるジョイントにおいてごまかす。そういう観点から、請負者の資格はあります。水道工事にある一定の年限あるいは工事回数等の資格のない者は、これは当然オミットすべきであります。ただいまたいへん民主主義になりまして、だれでも資格のある者は競争入札ができるという民主主義的の入札方法が、結果においては災いをなしてある。そこで相当資格のある者を選定して、りっぱな有資格の請負者をして工事を請負わしむるといふような指導方針が適当であると考えておりますが、御当局はどうお考えでございますか。これはもつぱら建設省の水道課長の方にお伺いしたい。

○岩井説明員 お答えいたします。ただいま委員のおつしやつたことは一般の工事だと思ひますが、一般の上水の工事におきましては、一応仕様書なりまた設計書なりを出して、その通りに

やつていただければ正しくできるのであります。ことにこの法律におきましては責任技術者が監督をなすわけでありますから、従来よりは必ず正しくな工事ができると思ひます。しかしただいまおつしやいましたように実際に、不測の事故が起るとうことはあり得ると思ひます。これはもちろん各事業者に工事者の選定をまかされておるのであります。しかし実際に優秀な工事者を選定して指名をいたしまして工事をさす。こういうような方法を最近とられつつあります。ただいま申されましたように全然しろうとがやつてゐるのが今でも多少あつたかも知れません。今後は先ほど申しましたように責任技術者が監督いたしますから、そういう事例はだん／＼少くなるじやないかと思ひます。

○庄司委員 けつこうです。その御方針で御指導を御願ひを願ひたい。同時に厚生省なりあるいはもつぱら工事関係方面を指導監督くださるところの建設省におかれましては、農村山村の小さな簡易水道等の御視察までは願われたい。ないまいしやうが、少くとも相当大きな市町村の工事等は何らかの方法で絶えず巡回をされ、その工事を指導する。本法によつて責任の技師が設置されますからたいへんけつこうのようでありますが、本法が施行されましたところ数年間は過渡期でありますから、厚生省、特に建設省のあなたの課のエキスパットの諸君が各地方に出張されて、この御指導を賜ふことがけつこうであると考えておるのであります。あるいは本省から行けないならば、各

地建から専門家を派遣する、そうして耐久力のある、事故のない、結果においては病原菌等が混入する余地を与えない、より完全なところの水道の工事が施行されるように願ひしたいのであります。きのうも申し上げた通り本法あるいはブロック等において、地建の局長さんの御主催でもけつこうである、あるいは厚生省の各ブロックに派遣されておる出店の方とも協力されて、一大講習会を開催されて、本法の趣旨をよく理解し納得すると同時に、この後の運営のあり方についてひとつ画期的な体得をされるということが大切であると考えますので、この点は重ねて申し上げたいと思ひます。

○青柳委員長代理 厚生大臣はもうしばらくたつとお見えになると思ひます。次に岡良一君。

○岡委員 水道法と関連をしてこの機会にお伺ひしておきたいことは、最近のビキニの方の実験の放射能による水の汚染の問題であります。

第一にお伺ひしたいことは、一体われ／＼が飲料の用に供する水は、放射能がガイガー計数管等によつてどの程度まで証明されたときに人体に危険であるかということについての、何かはつきりした基準を、すでに厚生省としては立てておられるのかどうか、また立てておられるとすれば、そういうような危険に対する防止のための測定組織といふやうなものを持つておられるかどうか、こういう点をまずお

伺ひたいします。

○楠本政府委員 お答えを申し上げます。第一点の水の中の放射能のいふゆる限度という問題でございますが、これはきわめてむづかしい問題でございます。しかしながら私どもは、現在のところアメリカの原子力委員会において各実験等の結果を総合して作成いたしました一応の基準度がございます。これはキュリーという単位で、一CCごとに一〇のマイナス七乗までは人体に支障がないと言われております。そこでこの数字を最も行政的に簡単な措置としてカウントに計算をし直すといふことでございますが、これはカウントの能力も影響をいたしますし、また中に溶け入つております放射能物質の性質によつても違つて参りますので、正確にこれをカウント数でキャッチすることはできませんが、私どもはこれらの幅を見越しまして、一応バックグラウンドを除いて二十から五十程度までがこのキュリー単位に相当するものと考えております。従つて私どもは行政的には一応バックグラウンドを除いて五十程度まで、かように考えて指導をいたしておる次第でございます。

次にこれらの水の汚染をキャッチいたします組織でございますが、現在私どもは各地の水道当局に対して、念のため一応降雨時においては貯水池あるいは給水口の水の放射能を検査するように指導をいたしております。それから一方この基礎となります雨につきましては、各大学あるいは気象台等にお願ひをいたしまして、これらの雨の検査を実施をいたしておる次第でございます。しかし私どもは、今後当分の間もう少し組織的に何らかの措置を講じて、これらの実情を正確に総合的に把握できる仕組みにいたしたい所存でございます。

○岡委員 これからだん／＼と降雨期にさしかかつて来るのですが、最近も雨が降る都度新聞に大きなニュースとして報道されていることは、あるいは鹿児島、あるいは京都に相当なカウントの放射能を含んだ雨が降つておる。そういう場合に厚生省の方は、京都なら給水口なり浄水池なりについて、ただちにガイガー計数管をもつてカウントを測定するという措置は講ぜられませんか。

○楠本政府委員 先般の十六日の雨以降かなり濃厚な放射能が証明せられたので、ただちに御指摘のような手配をいたしました。京都、大阪、東京その他の地方におきまして水道水を綿密に調査をいたしました。幸いに貯水池にも給水口にも全然放射性物質の反証を証明し得なかつたのであります。ただ私どもが最も心配をいたしましたのは大島その他の雨水をそのまま集めて飲んでゐる地方でございますが、これらにつきましてはただちに大島から水を取寄せまして十分検査をいたしました。

○岡委員 先ほど御自身でおつしやつたように、何しろにわかなことでもあつたので、測定する装置そのものがきつて十分ではないものが多いのではないかとと思ひます。測定の技術についてもまだ／＼ふなれな人も多いのではないかと。そういういわば装置そのものもなか／＼十分でもなく、しかもそれを扱う手ざねにおいてもふなれであ

る、もしこういうようなことであるとすれば、せつかくの努力もほんとうの正しい結果をつかみ得ないからみが出て来るわけなので、そういう点を今後まだ、改革をしなければならぬと思ふのですが、そういう点についてあなたの方で何かこうしたらという具体的な御計画がありますか。

○楠本政府委員 今私どもが一番悩んでおります点は、この検査をする実施期等がまち／＼であることでありまして、あるいは調査の方法が統一を欠いておるといふ点であります。従いまして私の方でいたしましては、早急にこれらの検査あるいは調査の基準を設けて、正しい、あるいは比較し得る結果を得たい所存でございます。一方ガイガー計数管等の性能につきましても、現在若干まち／＼な点があるのでございまして、従つてこれらの各種の機器につきましてはこれをぜひすみやかに標準化するようになしたいと存じます。そうしてしるる後に、一方並行いたしまして、各地方あるいは大都市等に勤務いたしております技術職員の訓練を徹底させまして、かようなものに対処いたしたい所存でございます。

○岡委員 ぜひともこれはこの次の委員会までにも、御計画だけでもつけようですから、今おつしやつた測定の系統立つた組織の体系、またその基準の設定、あるいはまたその他必要な諸条件、こういうふうにするれば全国的に飲料の用に供する水については放射能の汚染による人体の障害から守れるのだという一つの具体的なめどを、環境衛生部の試案でも、あるいは楠本試案でもつけようですからお示し願ひたい。それに伴う予算はどれだけの

かというふうなこともあわせてひとつ、できるだけ近い機会にぜひとも御提出願ひたい。

なおこれは将来、場合によれば非常に不幸な事態ではあるが、やはり必要な問題ではないかと思ふるのであります。水が濾過されると放射能が急激に減退するといわれる。あまりそうではないといふこともいわれる。一体あなたの方で、そうであるのかないのかという点はお確かめになつたのでしょうか。これは将来放射能を減退せしめるために濾過するといふことになつて来ると、実際上大きな問題であると思ひますが、そういう点からどのような結論を考へておられるか、伺いた

○楠本政府委員 放射能の濾過性という問題でございますが、従来までの実験あるいは研究等の成績を総合いたしてみますと、放射性物質には浮遊性のものと、比較的すみやかに溶解する性質を持つてゐるものとがあるらしいのでございまして、この場合溶解しておるものは濾過効力はございせん。ただ若干吸着される傾向がありますので、この場合吸着だけはある程度目的を達し得るものと存じます。一口に申しますと、浮遊性の放射物質の多いものは濾過効果が大いにありますが、溶解性のものはあまり効果があらな

いといふことがいえるかと存じます。次に、しからば浮遊性のものと溶解性のものといふのが毒力強いといふ点になりますと、いまだ各国とも研究が進んでおらずであります。但し汚染せられた直後におきましては、いまだ溶解する時間がありま

の状態であります。従いまして私も、指導をいたしましては、集水した水をすみやかに濾過するように指導をいたしております。たとえば大島で天水をとつた場合、とつたらあしたの朝まで待つておくようなことをせず、ただちに濾過するような指導をいたしておる次第でございます。

なお私どもの行いました実験の結果では、砂あるいは木炭あるいは活性炭素等による濾過によりまして、おおよそ全量で五〇％程度を減少せしめられるもののようにあります。

○岡委員 最近東大の物理学教室が発表したいわゆる二十二の原則というものを、昨日の新聞で見つておるのですが、あの中には、特に二つが重要で、カルシウムといふふうなものは二次性の放射能を帯びて来るとおるものであることがいわれております。そうしますと濾過をしたら放射能が非常に減退するといふのは、物理的な性質を持つた炭灰、灰等においてはそういうことが期待できるかもしれないが、空気中のイオンが二次的に放射能を帯びておるとすれば、こういうものが濾過によつて減退するはずはない。そこにまた問題の空白があるので、こういう問題

はやはり東大の物理学教室あたりの諸君によく御研究いたして、はつきりした結論を出していただくことが必要ではないかと思ひます。私はつと前の委員会

二次性能を与える危険がある、もしこういうものを与えた場合には、赤道を北上する黒潮の中に十分入つて来るはずである、それによつて、放射能に汚染された近海魚が日本の周辺に來ると思はれるが、そういう心配はないかと申したいところが、当日御出席の東大の教授のお話では、しかしながらほりとして散つた限りにおいては、だんだん距離が遠ざかれば遠ざかるほど、海洋の表面において拡散するから、放射能による汚染度は少いのだ、こういうことであります。しかし現に東大の物理学教室が、二次性的に発生した放射能を元素として発見しておる。そう

なれば、海中に含まれておるところのフッ、リウムも塩素も、あるいはその他含まれておる諸種の鹽であるが、硫酸であるが、カルシウムであるが、こういうものが全部二次的な放射能をイオンとして帯びて来れば、非常に強い力で北上して来るから、日本の近海魚といふものは当然放射能によつて汚染されて来る。そうすると日本

の食糧問題としても重要な影響が来るわけでありまして、その後近海魚の放射能についてもいろいろお調べを願つておるようでありまして、最近そういう事態が起つていないかどうか。二次的な性能を帯びたものが東大の物理学教室によつて発見されておるといふことは、この問題と切つても切れない関係があると思ふので、そういう事実があるかどうかという点を伺ひたいと思ひます。

○楠本政府委員 二次性の放射能が現われておりますことは事実のようでございまして、しかしながらそれによつて日本の近海の海水が汚染されたといふ

ことはいまだ認められませんが、のみならず、かようなものはその量と並びに海水の量からいって、日本近海においては、海水汚染といふものはあまり神経質にならないでよいのではなからうかと考へております。しかしながらただいま御指摘のよう

に、最近台湾沖、あるいは沖縄沖等で漁獲されます魚に、まれに放射能を発見いたします。しかしながらこれらがきわめて散発的に、まれに思ひ出したように出る事実、あるいはその沈着の程度が骨あるいは筋肉等にすでに沈着しておる事実等から考へまして、被害を受けてから相当の時間を経過しておるものと考へられます。そこでまづるの習性、特に

遊泳する距離等から考へまして、これは南方において汚染されたものがたまたま、遊泳して来たもの、かように考へておりました、海水の汚染によるものとは考へないといふことが水産専門家の意見でもあるわけでありまして。

○岡委員 今大臣がお見えになつたので申し上げておきたい。先ほど環境衛生部長に資料の提出をお願いしたのでありますが、これは先般の委員会においても、私どもから強く要求をいたしておつた点で、要するに水爆の実験等に伴つて海水が汚染される、雨水が汚染されるということは、当然食糧の問題、飲料水の問題として国民の生活に至大の影響があるので、これは直接の被害者、あるいはまた被害者の家族につける治療、生活の補償のみならず、国民の榮養と

八十万円で、これでは手をあげておるというのが実情のようであります。このういことでは国民の不安も一向に去らないし、しかもひんびんとして雨水の汚染等が伝えられておるといふことになりまして、せつかくの水道がいかに管理されましようとも、その元である水そのものの不安が去らないでは非常に遺憾であると考えますので、いずれ私も委員会としては、厚生省としてどういう体系をもつて統一ある対策を講ぜられるかという点について、予算等を伴う資料を御提出願つて、委員会でも十分に審議をいたしたいと思ひますが、大臣としても前会せつかく御答弁があつたのですから、特にこの点についてもまた御善処をお願いしたいと思ひます。

○草葉國務大臣 お話のように、ビキニ環境におきます水爆の実験以来、いろいろな関係において影響をいたして参つて、それが漁獲の問題、さらに最近五月十七日以降と申しまするか、降雨の中に相当の放射能が発見されたという状態でありまして、それ以来各地の降雨につきまして、あるいは水等につきまして検査いたしました結果を総合して、現在手元に一応はとつて、これを判断の中心資料としております。しかし今後つとこれを継続してしばらくの間、あるいは今後原爆の実験があるなしによつてこれを左右されることは存じますが、しかしいろいろ不安が相当あると存じます。従つてまず継続した調査をする必要があると思ひまして、今までの降雨についての検査の模様は一応はとりまして、資料等であるいはお配りができると思ひますが、今後つと継続して

しばらくの間これをやつて、そうしてそれに対処する、あるいは降雨を飲料水としておる、あるいは野菜等の場合における処理、そういう点について国民の不安を掃いたしたい。そういう意味におきます施策に対する経費等についても現在とりまどめまして、それ、関係方面と折衝したいと存じておる段階でございます。急いでそれをお願いしたいと思ひます。

○青柳委員長代理 次に庄司一郎君。○庄司委員 厚生大臣にお伺い申し上げます。二、三でございますが、きわめて簡単にお尋ねをしたいと思ひます。

ただいま話題となつておりますアメリカの水爆実験によるわが国民の一部の同胞に及ぼしたる影響はまことに深刻なものであります。このごろ私の郷里の塩釜港でも、帰つて参りました漁船の乗組員の中に原爆症にとりつかれておる者が数名現われております。そこで伺ひ申し上げたいのは、何か本日午後アメリカに対して賠償を要求する関係の閣議があるやうな事を昨夜安藤國務大臣の部屋でお伺ひいたしました。ゆうべ安藤さんの部屋へ集まつた関係は、全国のもつぱらまぐる漁関係の直接の被害関係の損害賠償を確保する上における下相談のうな会合であつたのでございまして、うわさのごとく本日午後賠償要求関係における閣議等があられた場合、今まで障害を身体に受けておる原爆患者の直接の医療その他の入院料あるいは家族の生活保護、そういう面から厚生省として内閣を通してアメリカに要請する、ある程度の損害賠償の基準となるべきところの原案がまとまつて出てお

るかどうかということ、最初にお伺ひしたいのであります。

○草葉國務大臣 お話の点直接第五福竜丸におきまして被害を受けた現に治療を受けております人たちが並びにその家族に対する補償及びその費用等につきましては、一応あらゆる点から検討いたしましてその費用を計算して、安藤國務相が中心になつてこの第五福竜丸の被害についてのとりまどめをお願いしております。そこで検討してそれ、アメリカの方へ話をいたして参つたのであります。アメリカでもこれはごまかく随時にやるというところではないか、一括して一緒にやる方がいいんじゃないかという意見のようでありましたから、これらの点を考へて、なるべく一本にまとめて要求をして、それによる補償を受けるという方向に持つて行きたいという考へ方で打合せを進め、その結果関係閣僚集まつて十分これを検討しようではないかということを相談いたしております。ただ本日午後かということは、まだ私の方には連絡がございせんが、急いでこれをやりたいということはお申して来ておる次第でございまして、そういうことになつております。

○庄司委員 アメリカ自身も相当良心に反しておることであると思ひますが、主張すべき権利の点は一歩も仮借なく、単に直接の損害だけではなく、不幸にして長い将来、患者になられた御諸君が働けないのでありますから、従つてその家族の保護は一応さしたあたりは生活保護法によつて援助するか、あるいは船主の方において援助するかはわかりませんが、家族の生活保護の面は厚生省はどういう対策をとられて

おるか、お伺ひをしたいのであります。

○草葉國務大臣 これは実は船員保険法によりまして入者が、全員二十三名加入者でございまして、船員保険法によりましては、当然その権利を保有しておる人たちがございまして、従つて請求があり、また船員保険の加入者としての処置は当然いたすべき義務を持つておる次第でございまして、だから船員々々によりまして当然支払うべき必要がある。ただ船員保険法には、月によつて制限をしたり、あるいは年によつて制限をしたりしております。それらの制限並びに金額、平均報酬月額等における金額によつて制限をいたしておる現在の立法になつております。従つてあるいは実際の現場においてこれに適當でないというやうなこともあり得る場合もありましようから、従つて一方には法律的には当然船員保険によつて支払うべき義務、また要求し得る権利を持つておりますが、全体としてこれは原爆の実験による被害でございまして、これらを総合しながら実際の生活費等を考へて一括してアメリカの方へ補償を申し出ておるやうな現状でございまして。

○庄司委員 本問題はその程度にして、直接水道法案に關係のあり、関連のある問題を二つほどお伺ひしておきたいと思ひます。

きのう楠本府委員よりきわめて正鵠を得たるお答えを得ておつた問題でございまして、本法はむろん見通しからいまして、あるいは若干の附帯決議等がつけられるかも知れませんが、大体原案のままで各党各委員の御協賛を賜り得るものであると私は考

えております。その場合において新しい画期的のこの総合的な水道法案が実施されるあかつきにおいては、概して重複になるやうですが、要点だけ申し上げると、わが国においては水道関係の専門の技術を得得しおる者がきわめて少い。一県平均約四、五名であります。そこでぜひひとつ講習会を開いて、本法の趣旨を徹底させ、了得せると同時に、技術の再講習をしてほしいというやうな点、それから本法によつてこの後各市町村の上水道、下水道あるいは簡易水道、これの健全な発達を保護助長して行くという本法の趣旨を運営する上において、ことしのように若干補助費が減らされたり、起償のわくが縮められたりするようでは、はなはだ遺憾であります。部長さんのお答えでは、少くとも十二億、あるいは起償のわくは二百億程度をもくろんで、来年度の予算の確保をしたい、このやうな御希望のやうでございまして、

が、厚生大臣としてはぜひ社会福祉のために、ただいま全国において新しく水道を希望しておる町村が数箇町村あり、あるいは町村合併によつて合併して新しくここにでき上つた市が約百ぐらいございまして、このやうな場合において上水道、あるいは部落においては簡易水道等の要望が相当熱烈に要請されて来ると思ひますのであります。そこで相当額の補助予算、それから相当額の起償のわく、要するに水道行政上における各市町村自治団体に対するところの水道財源、水道財政、水道経済、あらゆる観点より、でき得るだけ厚生大臣の責任において、内閣閣僚諸君特に大蔵省の了解を得られて相当額を確保し、御計画の十箇年計画であり

ましたか、その十箇年計画は五箇年計画に圧縮し短縮して、理想の一端をすみやかに実現することのあとような措置に邁進を願いたいというような意味であります。

もう一つは、私が毎度申し上げておる私の信念でございますが、厚生省が業務官を各ブロックに派遣しておる。仙合にも京都にも……。しかるにその注射薬の検査が不徹底であつたために、京都には二十六名の学童のあの不幸なる死亡の事件もありました、宮城県においては若ヶ崎という町において、現に二十何名の不具廃疾の状態にあるかわいそうな子供があるのであります。それは注射薬を業務官が、専門官が検査しても、そこにエラーがあつたのであります。あの注射の場合において他の鐵道等が混入したかどうか、そこまでは私はわかりませんが、そこでこの水道の場合、ぜひ耐久力のある破損の少い、水道の生命力をより長く保持させるためには、水道の鉄管なり鑄鉄管なり、あるいは石綿セメントのパイプなり、すべての検査励行を実施したい、このことは今まで二度も私は申し上げて参つたのであります。なるほど形の上においては日本工業規格によるJISの方式によつて、水道協会が検査はされておる。けれどもその検査は不徹底であります。どこが不徹底であるかといふ事ならば、ある有力なる大会社のごときは検査を拒絶して受けません。その会社の名前は大臣も御承知でありましょう。はつきりきようは申し上げる。秩父セメント会社、これは業界における大物である。しかも株式界からこれを見れば、一切の市場の株式を買い占めて、同族会社

的な存在にただいまなつておることです。ございましょう。その会社のごときは、自分の工場のメイクした生産品は決して検査を受けない。おれの会社の製品はおれの会社の監査部がこれを検査するからいいのだ、水道協会がまことに当惑をしております。水道協会にはもとより強制力はない、ただ日本工業規格によつて、業者の申告せよによつて検査をされておるだけであります。このことはまことに悲しむべきことである。むべなるかな、検査を受けない無検査のパイプが……。これは鉄管の大きな管ではありません。導水管ではあります。これは給水方面のこまかいパイプであるが、無検査のものが横行闊歩して、水道知識に乏しいところの市町村等においてこれを買つたのである。そこに事故がひんびんとして発生しておる。長野県だけで四、五箇村がその被害をこうむつておるのであります。工事施工後間もなくそれが破損する。これはパイプそのものの善悪ももとのことであるが、工事の施行に於いて、水道工事に経験のない、心ない者の乱暴なやり方もあるいは手伝いをしておるかも知れません。それはその面の建設省よりとくと御監督を願わなければならぬが、パイプの検査の励行を何とか合法的にまた業者の納得を得てできないものでございましょうか。甲乙丙丁の会社はまじめに出して検査を受けておる、戊己庚の会社はがんとして拒んで検査を受けない。それでは日本工業規格、JISのせつかくの計画というものは無残な状態に陥つておる。ひいては各町村に相当なる

被害、損害を与えておるのであります。ただ単に売らんかな主義をもつてやつておるそういうふまじな業者がある場合においては、厚生省なり建設省なりにおいて、特にそういう業者を呼びつけて、断固として、大多數の国民福祉の増進のためには、これは適当な処置を講ずべきものだと思ふが、大臣はどういう御所感でございましょうか。願わくは検査を励行して、でき得る限り完全なパイプを市町村に供給することができるようになり、そして日本工業の健全なる発達のために、私はこのことを申し上げるのであります。決して一、二の会社のために弁するのではない。国民全体の福利福祉のために、町村水道将来の健全化のために、また本法の前置きの中にありますように、水道の健全なる発達と保護助長のために、私は検査制度の励行を何とか実施したい。本法の実施と同時に、もつと強化されたところの施行細則あるいは政令でもお出しくださいまして、御善慮くださる御意思があるかないか、私はこれに対する御答弁をいただいて、大臣に対する質問を終ります。

○草葉國務大臣 水道行政は、全般の環境衛生その他国民保健の上から申しまして、まことに重大であり、御説のように今後大いに力を注ぐべき問題だと存じまして、これがすみやかな普及発展を期したいと存じております。ただいさ／＼予算等の関係があります。が、この点につきましてもつとめて努力をいたしたいと存じております。本年度におきましては、上水道で現在希望は約三百億程度になつておりますが、起債は百億といたしております。

で、約三分の一程度であるような次第でございまして、簡易水道等と合せ、簡易水道では十年計画で着々進んでおり、ことに国会等の御努力をいただいて、この計画のすみやかな完成を期して参りたいと存じております。従つてこれらの完成と合せまして、その用具あるいは器具、あるいはこれが水道としての十分なる機能を発揮いたしするためには、いろいろな点からさうに改善を加へるべき点が多々あると存じます。先般もただいまの御指摘の引例等を庄司委員から承りまして、さつそく環境衛生部におきましてこれが対策並びに調査等をいたして参つておる次第でございまして、これらの点につきましては今後一層努力をいたしまして、今後あるいは汚物が入つたりあるいは不十分なる器具のために不安なる状態に陥るというこの点の不安を期して参りたいと存じております。なお具体的御指示の点につきましては環境衛生部長からひとつお答えを申し上げたいと存じます。

○楠本政府委員 最後に御指摘の石綿セメント・パイプの製品の不良から来ると思はれるいろいろな水道事業の事故でございまして、当方におきまして全国的にいろいろ調査をいたしましてその結果、石綿セメント・パイプにおきまして水道の事故を原因別に分類いたしましたものと、施工不完全によりましてものが三七％、最も多数を占めております。次にパイプ自身に原因がありましてものが約三三％、第二位を占めております。その他外圧によるものあるいは維持管理の不完全によるもの等がございまして、従いましてこの

場合、今後石綿セメント・パイプが簡易水道の普及等と相まちまして一層利用されて参ります氣運にあらまうので、昨日もお答え申し上げましたように、今後は施行工事を十分に監督をし、また良心的な工事をしてもらうように十分指導をいたしたい所存でございます。一方パイプにつきましては従来水道協会において必ず検査をいたすことになつておりますが、ただそれが国家検定といつたような強制的な意味を持つておりませんために、検査漏れもあるやに考えられますので、今後は各メーカーに必ず検査を受けるように指導をいたしますとともに、地方に對しましては必ず検査済みの品物を使用するように指導をいたしたい所存でございます。

○青柳委員長代理 水道法案に関する爾余の質疑はこれを延期し、本日はこれにて散会いたします。次会は明日午前十時より理事会、十時半より本委員会を開きます。

午後零時二十三分散会